

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一四一一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年三月二十五日

人事院総裁　一　宮　なほみ

人事院規則一四一一八一四

人事院規則一四一一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）の一部を改正する人事院規

則

人事院規則一四一一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | 改　正　後 | 改　正　前 |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| (定義) | | (定義) |
| 第一条　この規則において「研究職員」とは、試 | 第二条　この規則において「研究職員」とは、試 | 第二条　この規則において「研究職員」とは、試 |

験研究機関等（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十一条第一項に規定する特定試験研究機関、特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第一百九条の二第三項第五号に規定する特定試験研究独立行政法人、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項による法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等その他人事院の定める八項に規定する試験研究機関等その他人事院の定める機関をいう。以下この項及び第四条第一項第五项第五号において同じ。）の職員（試験研究機関等の長である職員を除く。）のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。

験研究機関等（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する特定試験研究機関、同法第十三条第一項に規定する試験研究独立行政法人、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等その他人事院の定める機関をいう。以下この項及び第四条第一項第五号において同じ。）の職員（試験研究機関等の長である職員を除く。）のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。

2 (略)

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 (同上)